

その24

四半世紀



松永 邦男

1 はじめに

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号。一般には「地方分権一括法」、「分権一括法」などと呼ばれていますが）が施行されたのは、平成12年（西暦2000年）4月1日です。この法律の施行により、機関委任事務制度の廃止、国の関与の新しいルールの創設、権限移譲など、国と地方公共団体との関係が根本的に変化しました。令和7年は、それから25年、つまり四半世紀が経過した年となります。

なお、この地方制度の大改革が実現できた理由の一つとして、地方分権推進委員会という強力な推進機関が存在したことが挙げられますが、この地方分権推進委員会の設置の根拠法である地方分権推進法が成立したのは平成7年5月であり、今年はその30周年という節目の年にも当たることとなります。

とはいうものの、特にこのようなことが話題になることもなく、令和7年に何か記念の行事が行われるなどという話も聞かないところです。その背景には、改正後の地方制度がすっかり定着したことがあるのではないかと思います。地方分権一括法による改正で、地方自治法をはじめとする多数の法律は、内容も形式も大きく変わりました。改正当初はそれまでの制度とは非常に大きな断絶があると感じられたところであり、新しい制度を前にして戸惑った方も多かったように思います。法案審査を担当した本人がこのようなことを言うことはいかなるものかとは思いますが、当時、改正されたばかりの地方自治法の条文を眺めるたびに珍奇の感を覚え、「果たしてこれでちゃんと理解してもらえるのだろうか？」

と思ったことを覚えています。しかし25年が経過した今では、ほとんどの地方公務員の方にとっては現在の地方自治法の姿は当たり前のものであり、過去に異なった地方自治制度が存在していたということは、知識としてはともかく、現実感のある話としては意識されていないのではないかと思います。令和7年になっても、地方分権一括法の施行から四半世紀が経過したなどということが特に意識されることがないことは、現行の地方制度がすっかり定着し、普段使いのものとなった証ではないかと思います。

2 地方制度の改革の進め方

新しい（といっても25年前にスタートしたのですが）地方制度がすっかり定着したといっても、地方分権改革は現在でも継続しています。内閣府のホームページには「地方分権改革」のコーナーが存在しており、毎年、国会に一括法（「第〇次地方分権一括法」と呼ばれているようですが）が提出されています。しかし、改革の進め方は大きく変化しています。

地方分権一括法の成立に至った地方分権改革（内閣府のホームページによれば、「第一次地方分権改革」）は、少し大げさにいえば、地方分権推進委員会という非常に強力な推進機関が設置され、この委員会が各省庁をなぎ倒すようにして改革の案をまとめ、それを基に大規模な改革法案がまとめられ、国会に提出された、というプロセスで進みました。当時の国会や政府部内の状況から考えれば、このような形でなければ改革を進めることはできなかったと思われます。しかし見方によれば、地方分権とはいいいながら、その進め方には中央主導という側面もあったと評することがで

きるのではないかと考えられます。

このような第一次地方分権改革とは異なり、現在の分権改革は、地方の発意に根差した取り組みを推進するという発想により、個々の地方公共団体からの提案を広く募集して、その提案の実現を図っていくという「提案募集方式」を基本として行われています。改革の進め方が大きく変わって、「地方分権」という名によりふさわしい形で改革が進められるようになってきているといえるでしょう。

また、改革の実現の方法についても変化があります。第一次地方分権改革の際のように一発勝負で超巨大法案をまとめ上げるといった形ではなく、現在では、毎年、地方分権に関する改正法案を取りまとめて「第〇次地方分権一括法」という形で国会に提出するという慣行が定着しています。それぞれの一括法に盛り込まれている改正内容はそれほど大規模なものではないものが多いように思われますが、何年間にもわたって多数の改革が積み上げられることにより、結果として、非常に大きな成果が上がってきています。重要な法案が毎回多数提出され、非常にタイトな日程の中で国会審議が行われているという現状では、相当に重要な案件でない限り単独ではなかなか国会に法案を提出することは難しいというのが実態ではないのでしょうか。そういうことから、地方分権改革に関する改正であれば、毎年、「第〇次地方分権一括法案」という形の乗り合いバスが用意されているという慣行が確立していることは、地方制度に関する改革を毎年着実に進めていくうえで非常に大きな助けとなっているのではないかと考えられます。

3 地方制度改革の内容について

地方制度の改革も社会経済の変化の影響を受けます。急速な情報化、少子高齢化、国際化の進展といった近年顕著にみられる現象は、四半世紀前には十分に予見することができなかったのではないかと考えられますが、このような現状に対応して、地方制度の改革の内容も近年大きく変わってきています。

例えば、従前はそれぞれの団体の条例により規律されていた地方公共団体の個人情報保護制度がデジタル社会形成基本法による個人

情報保護法の改正により個人情報保護法の適用対象となり、全国的な共通ルールの下に置かれることとなりましたが、このような改正は、一見すると地方分権の流れとは逆行するものように見えます。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が制定されたことも、標準化の推進ということだけを見れば同様に逆行しているように感じられます。しかしながら、そのような見方は表層的なものと言わざるを得ないでしょう。

地方制度も永久に変化しない環境の中に存在しているわけではなく、大きく変化する環境に的確に対応していくことが必要です。この四半世紀の間に社会経済の状況や人々の日常生活のスタイルも大きく変化しました。共通ルールの適用や標準化などということも、急速な情報化の進展を踏まえれば避けることができない課題であると考えられます。

これから更に少子高齢化や国際化が進めば、地方公共団体に求められる行政サービスの内容も変わっていくでしょう。また、情報化が進めば、遠隔地からでも各種の行政サービスの提供が可能となるなど、現在とは仕事のやり方が大きく変わる可能性があります。そのような中で、これまでの四半世紀で追求されてきた方向とは一見すると逆の方向の制度改革を行うことが必要となることが増えるかもしれませんが、四半世紀前の改革よりもステージが一つ上がった改革として、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

著者略歴

松永 邦男（まつなが・くにお）

東京大学法学部卒。1979年4月旧自治省入省。旧自治省のほか、北海道庁、旧国土庁、横浜市役所、旧労働省、静岡県庁、内閣法制局、司法制度改革推進本部事務局勤務等を経て、2005年1月より総務省自治行政局公務員部公務員課長及び同公務員部長を務める。2009年7月全国市町村国際文化研修所学長。2010年7月内閣法制局総務主幹。その後、内閣法制局第四部長、第三部長及び第一部長を務め、2017年3月退官。